

第8弾

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金申請要領

I 協力金の趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県は、県内全域の飲食店等の皆様に、営業時間短縮を要請しました。この要請に応じて、営業時間短縮に御協力いただいた皆様に対し、「【第8弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金」(以下「【第8弾】協力金」といいます。)を支給します。

II 対象期間

①	令和4年1月27日(木)から令和4年2月20日(日)までの全25日間
②	令和4年1月28日(金)から令和4年2月20日(日)までの全24日間
③	令和4年1月29日(土)から令和4年2月20日(日)までの全23日間

III 要請の内容と支給額

1. 要請の内容

(1) 『とちまる安心認証店』・・・下記A、Bどちらかを選択

A	営業時間を5時から20時まで短縮、酒類の提供は自粛(又は休業)
B	営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は20時まで

(2) 『とちまる安心認証店』以外の飲食店等

A	営業時間を5時から20時まで短縮、酒類の提供は自粛(又は休業)
---	---------------------------------

2. 支給額の総額は、下記の計算により算定します。

$$1\text{店舗当たりの支給額} = \text{【1日当たりの協力金額】} \times \text{営業時間短縮に応じた日数}$$

3. 【1日当たりの協力金額】は、店舗(キッチンカーにおいては自動車)ごとに、下記(1)～(3)により算定します。

(1) A(営業時間を5時から20時まで短縮、酒類の提供は自粛)の場合

① 個人事業主・中小企業(*1)の場合・・・「売上高方式」

1日当たりの飲食業の売上高(*2)	1日当たりの協力金額(千円未満切り上げ)
7万5,000円以下	3万円
7万5,000円超～25万円以下	1日当たりの飲食業の売上高×0.4
25万円超	10万円

② 大企業(*3)の場合・・・「売上高減少額方式」(個人事業主・中小企業も選択可)

$$1\text{日当たりの飲食業の売上高減少額}(*4) \times 0.4 \quad (\text{上限} 20\text{万円})$$

(2) B (営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は20時まで) の場合 (*5)

・・・とちまる安心認証店のみ

① 個人事業主・中小企業 (*1) の場合・・・「売上高方式」

1日当たりの飲食業の売上高 (*2)	1日当たりの協力金額 (千円未満切り上げ)
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円以下	1日当たりの飲食業の売上高×0.3
25万円超	7.5万円

② 大企業 (*3) の場合・・・「売上高減少額方式」(個人事業主・中小企業も選択可)

1日当たりの飲食業の売上高減少額 (*4) ×0.4 (上限) 20万円又は1日当たりの飲食業の売上高×0.3のいずれか低い額
--

(*1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等 (人格なき社団等を含む) で、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等。(例: 飲食業: 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は従業員数が50人以下の会社、サービス業: 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は従業員数が100人以下の会社)

(*2) 1日当たりの飲食業の売上高は、下記a、bのいずれかを選択。

ただし、令和2年1～2月または令和3年1～2月の罹災にかかる罹災証明がある場合や、令和3年1～2月に時短要請に応じていた場合は、下記cも選択可。

- | |
|------------------------------------|
| a : 令和 3年の1～2月の飲食業の売上高÷59日 |
| b : 令和 2年の1～2月の飲食業の売上高÷60日 |
| c : <u>平成31年</u> の1～2月の飲食業の売上高÷59日 |

なお、飲食業の売上高からは次のものを除く。

- ・テイクアウトや宅配にかかる売上
- ・飲食業以外の事業の売上
- ・消費税及び地方消費税の額

(*3) 個人事業主・中小企業に該当しない法人。

(*4) 1日当たりの飲食業の売上高減少額は、下記a、bのいずれかを選択。

ただし、令和2年1～2月または令和3年1～2月の罹災にかかる罹災証明がある場合や、令和3年1～2月に時短要請に応じていた場合は、下記cも選択可。

- | |
|--|
| a : (令和 3年の1～2月の飲食業の売上高÷59日) - (令和4年1～2月の飲食業の売上高÷59日) |
| b : (令和 2年の1～2月の飲食業の売上高÷60日) - (令和4年1～2月の飲食業の売上高÷59日) |
| c : (<u>平成31年</u> の1～2月の飲食業の売上高÷59日) - (令和4年1～2月の飲食業の売上高÷59日) |

(*5) 『とちまる安心認証店』は、対象期間中に遵守する要請内容を変更することができますが、期間中1日でもBの条件で営業したり、酒類を提供した場合は、全期間をBとして協力金を計算します。

なお、対象期間中に『とちまる安心認証』を取得した店舗については、ステッカーを掲示した日からBに変更ができます。この場合、対象期間開始日からステッカー掲示日の前日までの期間をA、ステッカー掲示日から令和4年2月20日までの期間をBとして、協力金を計算します。

(3) 開店1年未満の店舗の場合

*開店後2年未満の店舗で、令和3年1～2月に時短要請に応じていた場合も選択できます。

前記(1)、(2)における「1日当たりの飲食業の売上高」を、下記の計算により算定します。(新規開店特例)

開店日から対象期間開始日の前日までの飲食業の売上高 ÷ 開店日から対象期間開始日の前日までの日数

IV 対象地域

栃木県全域

V 対象店舗

1. A (営業時間を5時から20時まで短縮、酒類の提供は自粛) の場合

通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業していた飲食店等

2. B (営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は20時まで) の場合

通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業していたとちまる安心認証店

※キッチンカー等は、下記の要件を全て満たす場合のみ対象となります。

- ・イスやテーブルを自ら又はイベント主催者等が設置することで、飲食の場を提供するもの
- ・営業時間の短縮を要請される期間中、20時から5時まで(とちまる安心認証店で21時に営業時間の短縮をする場合は21時から5時まで)の間、栃木県で出店予定があるもの(イベントのチラシ、道路占有許可・使用許可等により出店予定及び施設性を有することが確認できる資料の提出が必要です)
- ・対象期間において、他の都道府県で営業時間短縮協力金を受給していないもの
- ・その他の支給要件を満たすもの

※下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象とはなりません。

- ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食の場を提供しないキッチンカー等
- ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・特定の法人等の社員のみで飲食を提供する場合
- ・自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)
- ・ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設

VI 申請要件

申請に当たっては、次の①～⑩全ての要件を満たす必要があります。

- ① 対象地域内に対象店舗を有する飲食店等であること。
- ② 対象店舗に係る食品衛生法上における営業許可証に記載されている営業者であること。
- ③ 対象期間の始期より前に必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が、対象期間の最終日以降であること。
- ④ 従来の営業時間及び営業時間の短縮(休業を含む。)の状況等が分かるよう、店舗又は店頭に表示すること(休業した飲食の場を提供するキッチンカー等は除く)
- ⑤ 通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた飲食店等が、対象期間の全期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮(休業を含む。)し、酒類の提供(利用者の持込みを含む)を自粛すること。また、通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていたとちまる安心認証店が、5時から21時までの間に営業時間を短縮(休業を含む。)し、酒類の提供(利用者の持込みを含む)を20時までとすること。

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- ⑦ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示していること。
- ⑧ 「『新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言』飲食店のチェックシート」に従って感染防止対策の徹底を図るとともに、店舗内の従業員の目に触れやすい位置に提示していること。
- ⑨ 「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動に賛同し、チラシを店舗内の利用者の目に触れやすい位置に提示していること。
- ⑩ とちまる安心認証店は、要請期間中、認証ステッカーを掲示すること。
- ⑪ 業種別ガイドラインを遵守すること。
- ⑫ その他、まん延を防止するために必要な措置を実施すること。
- ⑬ 営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意すること。
- ⑭ 追加書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じ、協力すること。
- ⑮ 申請書類等の情報を、行政機関（税務当局、警察、国、市町等）の求めに応じ提供することに同意すること。
- ⑯ 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の返還に応じるとともに加算金を支払うこと及び店舗名を公表することに同意すること。

VII 【第8弾】協力金に関する申請手続き等

1. お問い合わせ

栃木県営業時間短縮協力金コールセンター
 (電話) 028-651-3707
 (受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日、祝日も受け付けしています。)

2. 申請に必要な書類等の入手方法

栃木県公式ホームページ「【第8弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金について」からダウンロードして下さい。

(URL) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/8thkyoryokukin.html>

県公式HP読取用二次元コード



上記ダウンロードの他、下記の機関等において、印刷したものを配布しております。(2/17頃～)

- ・ 県庁本館2階県民プラザ及び対象地域の県民相談室
- ・ 対象地域の市役所
- ・ 対象地域の各商工会議所・商工会

3. 申請様式等

別表「【第8弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金申請書類チェックリスト」のとおり
 ＊必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

4. 申請受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

郵送 **令和4年2月21日(月)から令和4年4月22日(金)**

インターネット . . . **令和4年3月1日(火)から令和4年4月22日(金)**

(2) 申請方法

① 郵送の場合

申請書類を下記の宛先に、簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

(宛先) 〒320-0801 栃木県宇都宮市池上町4-1 第8弾栃木県協力金受付センター

* 4月22日(金)までの消印有効です。

* 切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

* 感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。ご不明な点はコールセンターまでお問合せください。

② インターネットの場合

令和4年3月1日(火)午前9時より、申請用ポータルサイトで申請できます。

(【第8弾】協力金のホームページでご案内いたします。)

* 4月22日(金)午後11時59分までに送信を完了してください。

5. 支給の決定について

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められましたら協力金を支給します。

6. 通知について

(1) 申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知を送付いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を送付いたします。

協力金の不正受給は犯罪です。

- ・申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
この場合、受け取った協力金は返還していただきます。
- ・本協力金の支給に必要な場合は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- ・軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です。(例：詐欺罪 10 年以下の懲役)。
- ・以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 客を滞在させて営業をしているにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
 - ✓ すでに廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
 - ✓ 飲食店等を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。

栃木県 栃木県警察本部